

長野県 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内共第1号	南佐久南部漁業協同組合 佐久漁業協同組合 上小漁業協同組合 更埴漁業協同組合	長野市から上流の千曲川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらをつなぐ河川、南佐久郡佐久穂町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流250メートル及び下流150メートルの間の抜井川本流並びに上田市鹿教湯温泉地籍の内村ダム上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の内村川本流は除く。  基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端(北緯36度36分6.8秒 東経138度12分51.3秒)  基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端(北緯36度35分55.1秒 東経138度13分10.7秒)	第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業 しなのゆきます漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、真御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡及び埴科郡	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第2号	千曲川漁業協同組合 北信漁業協同組合 高水漁業協同組合	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穂地籍の湖沼は除く。  基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端(北緯36度36分6.8秒 東経138度12分51.3秒)  基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端(北緯36度35分55.1秒 東経138度13分10.7秒)  基点第3号 長野市松岡2丁目地籍の犀川左岸のながの環境エネルギーセンターの煙突(北緯36度37分21.8秒 東経138度13分18.4秒)  基点第4号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点(北緯36度36分51.7秒 東経138度12分27.0秒)	第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 うなぎ漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡(小川村を除く。)及び下水内郡	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第3号	裾花川水系漁業協同組合	長野市の区域内の裾花川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流  基点第1号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端(北緯36度37分57.5秒 東経138度10分46.3秒)  基点第2号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端(北緯36度37分57.8秒 東経138度10分42.9秒)	第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 うなぎ漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	長野市	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと

内共第4号	奈良井川漁業協同組合 波田漁業協同組合 犀川漁業協同組合 安曇漁業協同組合 北安中部漁業協同組合 犀川殖産漁業協同組合	長野市から上流の犀川 本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の犀川本流及び支流。ただし、次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の棉花川本流及び支流、大町市平高瀬入地籍の尾入沢合流点から上流540メートルの間の高瀬川、塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダム中心線から上流300メートル及び下流300メートルの間の奈良井川本流並びに塩尻市大字萱川地籍の片平取水堰中心線から上流50メートル及び下流50メートルの間の奈良井川本流は除く。  基点第1号 長野市松岡2丁目地籍の犀川左岸のながの環境エネルギーセンターの煙突(北緯36度37分21.8秒 東経138度13分18.4秒)  基点第2号 長野市真鳥町地先の犀川右岸の真鳥町と青木島町との境界点(北緯36度36分51.7秒 東経138度12分27.0秒)  基点第3号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部左岸の上流端(北緯36度32分21.7秒 東経137度50分36.8秒)  基点第4号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部右岸の上流端(北緯36度32分21.6秒 東経137度50分36.8秒)  基点第5号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端(北緯36度37分57.5秒 東経138度10分46.3秒)  基点第6号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端(北緯36度37分57.8秒 東経138度10分42.9秒)	第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 うなぎ漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業 しなのゆきます漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	長野市、松本市、 大町市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡、北 安曇郡(白馬村及び小 谷村を除く。)及び小川 村	治水等必要な河川工事の 施行に支障を及ぼさないこ と
内共第5号	諏訪湖漁業協同組合 諏訪東部漁業協同組合	岡谷市の区域内の天 竜川本流及び支流、諏 訪湖全域並びに岡谷 市、諏訪市、茅野市及び 諏訪郡の区域内の諏 訪湖に流入する河川の 本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の天竜川本流及び支流、諏訪湖並びに諏訪湖に流入する河川の本流及び支流。ただし、次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の音無川本流及び支流並びに白樺湖及びこれに流入する河川は除く。  基点第1号 岡谷市川岸東5丁目5589—1番地先の天竜川左岸の岡谷市と上伊那郡辰野町との境界点(北緯36度00分40.8秒 東経138度00分33.8秒)  基点第2号 岡谷市川岸除ヶ5584番地先の天竜川右岸の岡谷市と上伊那郡辰野町との境界点(北緯36度00分46.7秒 東経138度00分33.5秒)  基点第3号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端(北緯36度05分54.2秒 東経138度13分30.1秒)  基点第4号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端(北緯36度05分54.3秒 東経138度13分30.3秒)	第一種共同漁業、第五 種共同漁業	(第一種共同漁業) しじみ漁業 たにし漁業 たんがいがい(からすがい) 漁業 (第五種共同漁業) あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 なまず漁業 わかさぎ漁業 むろ(もろこ、もつご)漁 業 とんこはげ(うきごり、 よしのほり、びりんご) 漁業 にじます漁業 あまご漁業 いわな漁業 えび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第五種共同漁業) 1月1日から12月31日まで		岡谷市、諏訪市、 茅野市及び諏訪郡	治水等必要な河川工事の 施行に支障を及ぼさないこ と

内共第6号	天竜川漁業協同組合 下伊那漁業協同組合 遠山漁業協同組合	上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域内の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流	<p>次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と基点第3号と基点第4号を結ぶ線の間の天竜川本流及び支流、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の早木戸川本流及び支流並びに基点第7号と基点第8号を結ぶ線から上流の虫川本流及び支流。ただし、次の基点第9号から南西の方向を見通す線から上流の和知野川(通称浪合川)本流及び支流、基点第10号と基点第11号を結ぶ線と基点第12号と基点第13号を結ぶ線の間の小洪川、上伊那郡中川村大草地籍の桑原滝から下流の四徳川並びに小洪川との合流点から上流600メートルの間の滝沢川は除く。</p> <p>基点第1号 上伊那郡辰野町大字平出地先の天竜川左岸の上伊那郡辰野町と岡谷市との境界点(北緯36度00分40.8秒 東経138度00分33.8秒)</p> <p>基点第2号 上伊那郡辰野町大字辰野地先の天竜川右岸の上伊那郡辰野町と岡谷市との境界点(北緯36度00分40.7秒 東経138度00分33.5秒)</p> <p>基点第3号 下伊那郡天龍村平岡松崎地籍の平岡ダムの左岸下流端(北緯35度17分00.9秒 東経137度50分47.3秒)</p> <p>基点第4号 下伊那郡天龍村長島日陰山地籍の平岡ダムの右岸下流端(北緯35度16分54.2秒 東経137度50分47.7秒)</p> <p>基点第5号 下伊那郡天龍村神原林地籍の早木戸橋の左岸橋台の下流端(北緯35度15分09.2秒 東経137度49分46.5秒)</p> <p>基点第6号 下伊那郡天龍村神原天竜川内小製地籍の早木戸橋の右岸橋台の下流端(北緯35度15分08.8秒 東経137度49分46.1秒)</p> <p>基点第7号 下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋の左岸橋台の下流端(北緯35度13分25.1秒 東経137度49分13.3秒)</p> <p>基点第8号 下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋の右岸橋台の下流端(北緯35度13分24.7秒 東経137度49分13.2秒)</p> <p>基点第9号 下伊那郡阿南町和合日影地先の和知野川(通称浪合川)左岸の下伊那郡阿南町と同郡阿智村との境界点(北緯35度21分23.3秒 東経137度43分30.9秒)</p> <p>基点第10号 下伊那郡松川町生田地籍の小洪ダムの左岸下流端(北緯35度36分20.0秒 東経137度58分46.1秒)</p> <p>基点第11号 上伊那郡中川村大草地籍の小洪ダムの右岸下流端(北緯35度36分30.0秒 東経137度58分41.0秒)</p> <p>基点第12号 下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の生田ダム(通称落合ダム)の左岸上流端(北緯35度34分43.1秒 東経138度01分53.2秒)</p> <p>基点第13号 下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の生田ダム(通称落合ダム)の右岸上流端(北緯35度34分44.2秒 東経138度01分54.4秒)</p>	第五種共同漁業	<p>あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 にじます漁業 あまご漁業 いわな漁業</p>	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	飯田市、諏訪市、 伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡及び下伊那郡(平谷村及び根羽村を除く。)	治水等必要な河川工事の 施行に支障を及ぼさないこと
-------	------------------------------------	---	--	---------	---	----------------	-----------------------------	---	------------------------------

内共第7号	木曾川漁業協同組合	岐阜県中津川市から上流の木曾郡の区域内の木曾川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の木曾川本流及び支流。  基点第1号 主要地方道中津川田立線と岐阜県境の交差部南端(北緯35度35分06.9秒 東経137度32分15.2秒)  基点第2号 岐阜県中津川市山口5番地の1の北東端(北緯35度35分01.4秒 東経137度32分17.5秒)	第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うぐい漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 にじます漁業 あまご漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	木曾郡及び岐阜県中津川市	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第8号	姫川上流漁業協同組合	北安曇郡白馬村及び小谷村の区域内の姫川本流及び支流	北安曇郡小谷村大字北小谷地籍の蒲原沢との合流点(北緯36度52分03.1秒 東経137度52分34.4秒)から上流の姫川本流及び支流並びに次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の横川本流及び支流  基点第1号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍のJR西日本大糸線横川橋りょうの左岸橋台の下流端(北緯36度53分56.9秒 東経137度52分21.6秒)  基点第2号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍のJR西日本大糸線横川橋りょうの右岸橋台の下流端(北緯36度53分57.4秒 東経137度52分22.1秒)	第五種共同漁業	うぐい漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	北安曇郡白馬村及び小谷村	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第9号	高水漁業協同組合 志賀高原漁業協同組合	下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村の区域内の中津川本流及び支流	次の基点から西の方向を見通す線から上流の中津川本流及び支流。ただし、群馬県の区域内の支流は除く。  基点 下水内郡栄村大字塚字小赤沢鳥越地先の中津川右岸の長野県と新潟県との境界点(北緯36度53分00.0秒 東経138度38分08.4秒)	第五種共同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第10号	根羽川漁業協同組合	下伊那郡根羽村の区域内の矢作川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の矢作川本流及び支流。ただし、愛知県の内(県境を含む。)の支流は除く。  基点第1号 下伊那郡根羽村6178番の454地先の矢作川左岸の国界岩(北緯35度15分45.3秒 東経137度33分18.0秒)  基点第2号 下伊那郡根羽村地籍の国界橋の左岸橋台の下流端(北緯35度15分47.1秒 東経137度33分20.1秒)	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい漁業 あまご漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	下伊那郡根羽村	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第11号	松原湖漁業協同組合	南佐久郡小海町の区域内の松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川	松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川	第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	南佐久郡小海町	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第12号	野尻湖漁業協同組合	上水内郡信濃町の区域内の野尻湖、池尻川及び古海川	野尻湖、上水内郡信濃町大字野尻字役屋敷地先の東北電力池尻川制水門扉(北緯36度50分08.1秒 東経138度12分22.5秒)より上流の池尻川並びに古海川本流及び支流	第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 ひめます漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	上水内郡信濃町	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと

内共第13号	青木湖漁業協同組合 木崎湖漁業協同組合	大町市の区域内の農具川並びに木崎湖、中綱湖及び青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流 基点第1号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差点左岸の上流端(北緯36度32分21.7秒 東経137度50分36.8秒) 基点第2号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差点右岸の上流端(北緯36度32分21.5秒 東経137度50分36.8秒)	第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 ひめます漁業 木崎ます漁業 しなのゆきます漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	大町市	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第14号	浪合漁業協同組合	下伊那郡阿智村浪合の区域内の和知野川(通称浪合川)本流及び支流	次の基点から北東の方向を見通す線から上流の和知野川(通称浪合川)本流及び支流 基点 下伊那郡阿智村浪合956番地109地先の和知野川(通称浪合川)右岸の下伊那郡阿智村と同郡阿南町との境界点(北緯35度21分37.0秒 東経137度43分22.8秒)	第五種共同漁業	あまご漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	下伊那郡阿智村	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第15号	平谷村漁業協同組合	下伊那郡平谷村の区域内の平谷川本流及び支流	次の基点から南の方向を見通す線から上流の平谷川本流及び支流 基点 下伊那郡平谷村地籍の合川橋の左岸橋台の下流端(北緯35度19分53.6秒 東経137度36分06.0秒)	第五種共同漁業	あまご漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	下伊那郡平谷村	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第16号	釜無川漁業協同組合	諏訪郡富士見町及び原村並びに山梨県北杜市の区域内の釜無川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の釜無川本流及び支流 基点第1号 諏訪郡富士見町地籍の国界橋(上流側の橋)の左岸橋台の上流端(北緯35度51分36.0秒 東経138度16分48.4秒) 基点第2号 山梨県北杜市白州町地籍の国界橋(上流側の橋)の右岸橋台の上流端(北緯35度51分35.4秒 東経138度16分48.2秒)	第五種共同漁業	かじか漁業 にじます漁業 あまご漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	諏訪郡富士見町及び原村並びに山梨県北杜市	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第17号	姫川上流漁業協同組合 糸魚川内水面漁業協同組合	北安曇郡小谷村及び新潟県糸魚川市の区域内の姫川本流	新潟県糸魚川市大字山口地籍のJR西日本大糸線第6下姫川橋梁上流端(北緯36度54分57.7秒 東経137度52分30.0秒)から蒲原沢との合流点(北緯36度52分03.1秒 東経137度52分34.4秒)までの姫川本流及び蒲原沢	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	北安曇郡小谷村及び新潟県糸魚川市	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内共第18号	北信漁業協同組合	上水内郡信濃町の区域内の池尻川本流及び支流	池尻川本流及び支流。ただし、上水内郡信濃町六月地籍の赤川との合流点から上流の池尻川本流及び支流は除く。	第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 にじます漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	上水内郡信濃町	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと

長野県 漁業権に関する情報一覧

【区画漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	存続期間	関係地区	条件
内区第1号	茅野市池の平土地改良区	茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白禰湖	白禰湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端(北緯36度05分54.2秒 東経138度13分30.1秒) 基点第2号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端(北緯36度05分54.3秒 東経138度13分30.3秒)	第一種区画漁業	ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで	個別	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	茅野市及び北佐久郡立科町	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
内区第2号	諏訪湖漁業協同組合	諏訪湖全域	諏訪湖全域	第二種区画漁業	こい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町	1. 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと 2. こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は25面以内とすること